

産業振興支援施設設計等及び新築工事 特記仕様書

第1 工事概要

1 工事名称 産業振興支援施設設計等及び新築工事

2 計画施設概要

本工事の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 産業振興支援施設
- (2) 敷地の場所 いなべ市北勢町阿下喜 2624-2
- (3) 施設用途 事務所

3 設計と条件

(1) 敷地条件

- ア 敷地面積 約 1,700 m²
- イ 用途地域及び地区の指定 都市計画区域内、用途地域の指定なし

(2) 施設条件

- ア 延床面積 約 1,200 m²
- イ 主要構造 S造
- ウ 階数 地上2階建
- エ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (ア) 構造体 II類
- (イ) 建築非構造部材 B類
- (ウ) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 公告に記載のとおり。
- イ 予定建設工期 令和9年度～令和10年度

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

- ア 産業振興支援施設設計等及び新築工事委託概要（別添1）
- イ 施設平面図・立面図・配置図（別添2）
- ウ その他資料については、いなべ市と協議の上必要な資料を貸与する。

第2 工事仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」最終改訂（令和6年3月26日国営整第213号）を参考とし、いなべ市と受注者の協議により決定する。

1 工事の内容及び範囲

(1) 一般業務

ア 設 計

- (ア) 施設の設計
- (イ) 施設の整備に必要な各種調査

イ 工事監理

- (ア) 工事の施工管理

ウ 施 工

- (ア) 施設の建設工事の施行
- (イ) 施設周辺の外構整備等

エ 共 通

共通の業務の内容は別紙1「共通業務の範囲」による。

(2) 追加業務

ア 共 通

- (ア) 関係法令等に基づく各種申請手続きに係る関係機関との打合せ
- (イ) 概算工事費積算及び概略工事工程表の作成
- (ウ) ライフサイクルコストの検討
- (エ) 住民説明等に必要な資料の作成
- (オ) 設計協議
- (カ) 地質調査

2 工事の実施

(1) 一般事項

設計業務等は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行うこと。

(2) 適用基準等

ア 設 計・施 工

本工事に別紙2「適用基準等」に掲げる技術基準等を適用する。

イ 共 通

- (ア) 受注者は工事の対象である施設の設計内容及び工事实施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。
- (イ) 適用基準は最新版を使用すること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ア 工事着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ 別発注関連業務受注者との協議時

(4) その他、工事の履行に係る条件等

ア 工事の履行について

委託者及び運営事業者の意見を反映させ、工事を履行する。

イ 成果物の提出場所

いなべ市農林商工部 商工観光課

ウ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- (ア) 写真は、いなべ市が行う事務並びにいなべ市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- (イ) 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）。
 - (a) 写真を公表すること。
 - (b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

エ 成果物の提出期限について

履行期間には、監督員による照査期間等を見込んでいるため、成果物（製本、原図を除く）については、履行期限の10日以上前に提出し、監督員の確認を受けること。

3 事業条件

(1) 費用負担

ア 事業者は、設計・施工に必要な費用を負担する他、設計・施工等に付随する官公庁、関係機関への申請等に係る費用、これらを遂行するための一切の費用を負担するものとします（申請手数料は除く。）。

なお、設計・施工を実施する上で、著しく想定外の事象が生じた場合は、いなべ市と協議の上、決定するものとします。

(2) 業務遂行上の条件等

ア 事業者は、提案書に記載した設計の考え方及び施工方法により、提案内容、提案値を満たす設計・施工を行うこと。

イ 事業者は、法令を遵守し事業に必要な各種申請を行い許認可を取得すること。

ウ 事業者は、設計の各段階でいなべ市と連絡を取り、ヒアリング等により十分打合せを行うこと。

エ 事業者は、設計の途中において、いなべ市に中間報告を行うこと。

オ 事業者は、設計完了時に設計図書をいなべ市に提出し、承諾を受けること。

カ 事業者は、工事着手に先立ち、近隣住民等との調整及び工事準備等を十分行い、工事の円滑な進行と安全を確保すること。

キ 事業者は、いなべ市に対して工事施工に係る事前説明及び事後報告を行うこと。

また、いなべ市は工事施工中、随時、施工状況を確認できるものとする。

ク 事業者は、定期的に工事施工、工事監理の状況についていなべ市へ報告すること。

ケ 事業者は、工事完了後、いなべ市に完成図、完成写真、各種取扱説明書等の完成図書を提出し、完成検査を受けること。

4 成果物、提出部数等

(1) 設 計・施 工

別紙3「成果物等」による。

5 暴力団員等による不当介入（いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号）を受けた場合の措置について

- (1) 契約者等（下請負人を含む。以下同じ。）は暴力団員等（いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第2条第1項第5号、第6号又は第7号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うこと。この場合において、不当介入による被害を受けているときは、被害届を速やかに警察に提出すること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。
- (3) 契約者等は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。